

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和5年7月4日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 令和5年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について・・・・・・・・・・	2
(2) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福社会）から区への返還金について・・・・・・・・	8
(3) いづみ保育園の再開後の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

(教育委員会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和5年7月4日

件名	令和5年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について							
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課							
内 容	1 保育所等利用待機児童数調査とは							
	国が全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施している調査。							
	4月1日時点の保育所等利用待機児童数（保育の必要性が認定され、区に保育施設の利用を申し込んでいるが利用していない児童から、国の定義に則り、東京都認証保育所の利用児童や、私的な理由で待機している児童などを除外した数（P7参照））を報告している。							
	2 令和5年4月1日現在待機児童数 0人							
	(単位：人)							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
		申込者数 [A] (継続利用児含む)	915	2,493	2,469	2,437	5,084	13,398
	保育施設在園児数	認可保育所	796	1,939	2,140	2,355	4,850	12,080
		認定こども園	2	27	51	64	211	355
		小規模保育	42	131	130			303
		家庭的保育	25	110	109			244
		公設認可外	3	18	21	10	18	70
		保育施設在園児数合計 [B]	868	2,225	2,451	2,429	5,079	13,052
	から定義により除外した児童数	認証保育所利用	6	49	4	2	1	62
		幼稚園利用			4		2	6
企業主導型保育利用			22		2		24	
育児休業※1		30	142	1		1	174	
私的理由※2		11	53	8	3		75	
求職活動休止			2	1	1	1	5	
	除外した児童数合計 [C]	47	268	18	8	5	346	
	待機児童数 [A] - [B] - [C]	0	0	0	0	0	0	
	※1 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合							
	※2 区が他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合							

3 年齢別待機児童数（各年4月1日時点）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和4年	0	0	0	1	0	0	1
令和5年	0	0	0	0	0	0	0
前年との差	増減なし	増減なし	増減なし	1減	増減なし	増減なし	1減

4 地域別待機児童数（各年4月1日時点）

（単位：人）

ブロック			R4	R5	ブロック			R4	R5
1	千住地域		0	0	8	六町地域		0	0
2	綾瀬地域		0	0	9	竹の塚地域		1	0
3	中川地域		0	0	10	宮城・小台地域		0	0
4	佐野地域		0	0	11	江北・扇地域		0	0
5	中央本町地域		0	0	12	鹿浜地域		0	0
6	梅田地域		0	0	13	舎人地域		0	0
7	西新井・島根地域		0	0	14	新田地域		0	0
区全体								1	0

5 保育需要率の推移

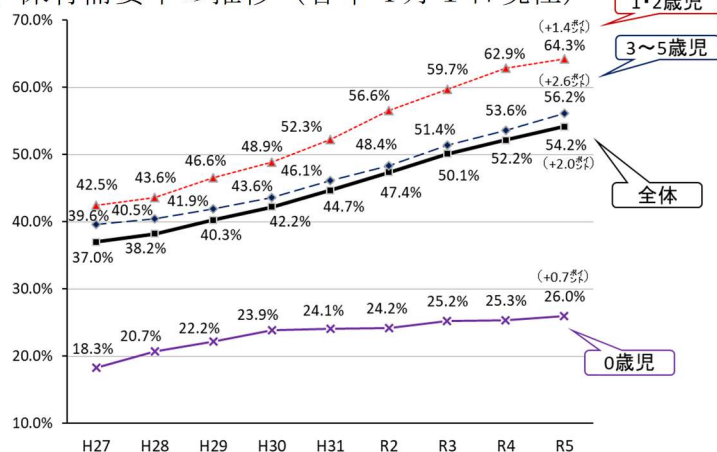
保育を必要とする児童が全体に占める割合を示す「保育需要率」は、前年比2.0ポイント増の54.2%となった。

年齢区分別でも、0歳児0.7ポイント、1・2歳児1.4ポイント、3～5歳児2.6ポイントと、すべての区分で前年度より増加した。

令和5年4月1日時点

年齢区分	人口① （単位：人）	保育需要数② （単位：人）	保育需要率 ③（②/①）	前年比
0歳児	4,070	1,059	26.0%	0.7ポイント増
1・2歳児	8,550	5,499	64.3%	1.4ポイント増
3～5歳児	13,737	7,719	56.2%	2.6ポイント増
全体	26,357	14,277	54.2%	2.0ポイント増

【参考】保育需要率の推移（各年4月1日現在）



6 保育定員の調整（各年4月1日時点）

私立保育施設では、定員の空きが集中することで、経営不振となり、事業撤退に繋がることがある。

事業撤退によって区全体の定員が減少すると、待機児童が発生する恐れがあるため、令和3年4月入所から一部の公立認可保育所で「入所定員抑制」及び私立認可保育所等で「利用定員変更」による定員対策を行い、待機児童ゼロの継続に努めている。

(単位：人)

	R4	R5	前年との差
保育定員数（認可定員）	16,719	16,658	61 減
保育定員数（受入可能数）※	16,236	15,922	314 減

※ 受入可能数は、上記の「入所定員抑制」及び「利用定員変更」による調整のほか、休園等により4月入所募集を停止している施設の定員を除く。

7 施設別空き定員数（令和5年4月1日現在）

(単位：人)

R5 (前年との差)	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	213 (0)	64 (▲20)	159 (▲14)	281 (30)	599 (▲263)	1,316 (▲267)
認定こども園	4 (3)	14 (▲2)	7 (▲14)	20 (▲18)	28 (▲21)	73 (▲52)
小規模保育	85 (3)	23 (▲4)	31 (▲9)			139 (▲10)
家庭的保育	33 (▲15)	54 (▲19)	19 (11)			106 (▲23)
区立認可外	3 (▲3)	1 (1)	2 (▲3)	3 (0)	10 (4)	19 (▲1)
認証保育所	29 (▲16)	20 (▲5)	13 (2)	0 (▲3)	0 (0)	62 (▲22)
合計	367 (▲28)	176 (▲49)	231 (▲27)	304 (9)	637 (▲280)	1,715 (▲375)

8 その他

令和5年4月1日現在の入所状況、地域別定員受入可能数及び、待機児童数の集計方法等はP5～7のとおり。

9 今後の方針

- (1) 人口減少等の影響を的確に把握するため、令和5年度以降も地域ごとの保育需要の状況を詳細に分析し、令和6年度以降の待機児童ゼロの継続に向け、適正な保育定員の確保を図る。
- (2) 年度途中の待機児童対策として、5月以降の利用状況も継続して調査、分析するとともに、利用者や保育事業者への情報提供を強化し、都のベビーシッター事業や空きのある保育施設の利用を促していく。

1 令和5年4月1日現在の年齢別入所状況

① 特定教育・保育施設（2号認定・3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）							管外委託 (再掲)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計		
認可 保育所	公立※1	27	126	354	412	508	1,088	2,488	92	315	364	444	934	2,149	9
	公設民営	13	81	187	244	268	559	1,339	65	184	214	247	513	1,223	2
	私立※2	113	812	1,455	1,665	1,897	3,844	9,673	639	1,440	1,562	1,664	3,403	8,708	20
	小計	153	1,019	1,996	2,321	2,673	5,491	13,500	796	1,939	2,140	2,355	4,850	12,080	31
認定 こども 園	幼保連携型※1	2	—	16	24	34	68	142	—	3	19	25	59	106	—
	保育所型※1	1	—	13	14	15	30	72	—	12	13	14	30	69	—
	幼稚園型※2	4	9	18	32	77	169	305	2	12	19	25	122	180	7
	小計	7	9	47	70	126	267	519	2	27	51	64	211	355	7
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	2	6	—	
合計	160	1,028	2,043	2,391	2,799	5,758	14,019	798	1,966	2,195	2,419	5,063	12,441	38	
他自治体へ委託[再掲]								0	8	9	3	18	38		
他自治体から受託[別掲]								15	24	36	34	77	186		

※1 入所抑制を反映した入所定員

※2 利用定員数（募集停止中の施設の定員を除く）

② 特定地域型保育事業（3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）							入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計		
小規模保育	26	130	159	164	—	—	453	42	131	130	—	—	303	66.89%	
家庭的保育※3	105	77	132	148	—	—	357	25	110	109	—	—	244	68.35%	
合計	131	207	291	312	—	—	810	67	241	239	—	—	547	67.53%	
他自治体へ委託[再掲]								1	—	3	—	—	4		
他自治体から受託[別掲]								6	7	4	—	—	17		

※3 休業中の事業者の定員を除く

③ 認可外保育施設

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）							入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計		
公設民営認可外	2	6	19	23	13	28	89	3	18	21	10	18	70	78.65%	
認証保育所	33	211	321	335	83	54	1,004	152	286	304	62	100	904	90.04%	
認証保育所(区外)	—	—	—	—	—	—	—	7	8	8	7	2	32		
企業主導型	—	—	—	—	—	—	—	32	107	103	22	15	279		
企業主導型(区外)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	1	4		
合計	35	217	340	358	96	82	1,093	194	420	438	101	136	1,289		

2 ブロック別定員受入可能数

(単位：人)

	保育施設空き状況 (認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、 区立認可外保育所、認証保育所)						受入 可能数
	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1ブロック (千住地域)	42	72	41	33	64	84	294
2ブロック (綾瀬地域)	25	35	6	27	27	88	183
3ブロック (中川地域)	11	12	7	0	0	20	39
4ブロック (佐野地域)	25	27	16	22	30	66	161
5ブロック (中央本町地域)	27	29	9	22	7	37	104
6ブロック (梅田地域)	35	32	12	18	34	45	141
7ブロック (西新井・島根地域)	13	26	1	7	11	21	66
8ブロック (六町地域)	31	19	15	22	14	51	121
9ブロック (竹の塚地域)	35	46	12	39	21	36	154
10ブロック (宮城・小台地域)	5	11	1	5	22	47	86
11ブロック (江北・扇地域)	22	8	14	11	33	44	110
12ブロック (鹿浜地域)	27	28	21	16	27	27	119
13ブロック (舎人地域)	20	12	10	3	9	28	62
14ブロック (新田地域)	8	10	11	6	5	43	75
合計	326	367	176	231	304	637	1,715

※ 「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す

※ 認証保育所以外は、令和5年5月入園分の募集人数

【参考】施設種別ごと受入可能数

(単位：人)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	153	213	64	159	281	599	1,316
認定こども園	7	4	14	7	20	28	73
小規模保育	26	85	23	31			139
家庭的保育	105	33	54	19			106
区立認可外	2	3	1	2	3	10	19
認証保育所	33	29	20	13	0	0	62
合計	326	367	176	231	304	637	1,715

【参考】待機児童数の集計方法

(単位：人)

項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日
1 不承諾児童数(転園申請・取り下げ等を除いた数) ①	259	346
2 待機児童数に含めない児童 ② ((1)+(2)+(3)+(4))	258	346
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	56	92
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	109	174
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合 (ア+イ+ウ)	86	75
ア 保育施設利用申込書に第1希望の施設のみ記入している	41	34
イ 管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ 自宅の近く(概ね半径1km以内)に利用可能で空きがある「認可保育所」、「小規模保育」、「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」または、「認証保育所」があるが希望していない	45	41
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	7	5
3 待機児童数 ③ (①-②)	1	0

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和5年7月4日

件名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）から区への返還金について						
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課						
内容	<p>私立認可保育所の日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（旧：南流山福祉会から法人名変更）から区への返還金の状況について報告する（これまでの経緯は、P10～11「足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過」のとおり）。</p> <p>1 区から要請事項</p> <p>令和5年2月15日付、区から法人に対して、以下の返還金全額（約960万円）の返納について確約すること等を求めて文書を出した（回答期限：令和5年3月31日）。</p> <p>【返還金の内訳】</p> <table border="0"> <tr> <td>① 日ノ出町保育園の令和3年度運営費</td> <td>5,635,763円</td> </tr> <tr> <td>② 新田三丁目なかよし保育園の委託料</td> <td>4,021,176円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,656,939円</td> </tr> </table> <p>2 日ノ出町保育園の令和3年度運営費返還金</p> <p>(1) 経緯</p> <p>令和4年11月30日付、東京都と足立区が実施した日ノ出町保育園の特定教育・保育施設指導検査において、令和3年度に区が支払った運営費の加算対象職員3名について配置要件を欠く期間があったことが判明した。</p> <p>これにより、過払いとなった上記1①の金額について、区から法人に対して返納を請求している。</p> <p>(2) 法人からの回答</p> <p>令和5年4月14日付、法人から区に対して、以下の「分割返納申出書」が提出された。</p> <p>ア 毎月の返納額 100,000円</p> <p>イ 返納の期間 令和6年4月～令和10年11月</p> <p>ウ 返納月額を増額等 収支状況が改善し次第、返納月額を増額及び返納期間の短縮等について区と協議する。</p>	① 日ノ出町保育園の令和3年度運営費	5,635,763円	② 新田三丁目なかよし保育園の委託料	4,021,176円	合計	9,656,939円
① 日ノ出町保育園の令和3年度運営費	5,635,763円						
② 新田三丁目なかよし保育園の委託料	4,021,176円						
合計	9,656,939円						

3 区立新田三丁目なかよし保育園の委託料返還金

(1) 経緯

法人が指定管理者であった区立新田三丁目なかよし保育園について、法人からの申し出に基づき、令和2年11月30日付、区が指定管理者を解除した。これにより、すでに同園に支払われている令和2年度分の委託料の内、上記1②の金額について、区から法人に対して返納を請求している。

(2) 法人の回答

法人は区に対して、民事調停手続き等による法的な解決を図りたいとの意向を示しており、上記2(2)の「分割返納申出書」の返納対象には含めていない。

(3) 法人の主張

法人は、指定管理者であった平成25年度から平成29年度までの運営に要した経費に対して、区から支払われた委託料のうち人件費が不足しているとして、区へ40,140,306円の追加支払を求めている。

区はこの要求に対して、法的根拠に基づき支払の必要がないことを繰り返し法人に伝えているが、法人は区への委託料返還金は上記の人件費の不足分で相殺されると主張し、区の返還請求に応じていない。

4 今後の方針

(1) 日ノ出町保育園の令和3年度運営費返還金について、確実な返納が行われるよう事務処理を進める。

(2) 新田三丁目なかよし保育園の委託料返還金について、法人の動向を注視し、法的解決に向けて対応していく。

(3) 法人内の会計処理の適正化及び財務計画の改善状況を注視し、園児や保育園運営に影響が及ばないように、引き続き法人及び保育園現場の状況を確認していく。

5 参考（施設概要）

(1) 日ノ出町保育園（平成21年4月1日民営化）

- ・ 種別：私立認可保育所
- ・ 所在地：足立区日ノ出町15番1号
- ・ 定員：169名

(2) 区立新田三丁目なかよし保育園（令和4年3月31日閉園）

- ・ 種別：公設民営（指定管理者への業務委託）
- ・ 所在地：足立区新田三丁目17番14号
- ・ 定員：44名

足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の過剰支出の疑義について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の過剰支出の疑義に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適正な支出を園会計に返納させると報告 (令和5年5月現在、返還が滞っており、法人で法的対応を実施中)
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払分の返納要請（令和3年3月返納終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適正な支出について情報提供
R1. 12. 13	足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適正な支出に関する報告を依頼 ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適正と認めた支出を園長から園会計に返納させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び実績を報告するよう要請 (令和5年5月現在、返還計画及び実績は報告されていない)
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみの運営となる
R2. 12. 11	新田三丁目なかよし保育園の令和2年4月～11月分の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出を依頼 (令和5年5月末現在、精算書は提出されていない)
R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付けで解雇することを決定

R4. 3. 23	千葉県 の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、以下を文書指摘 ① 監事1名の欠員補充 ② 評議員会の招集を適正に行うこと ③ 予算執行及び資金管理の体制確保（社保料未納の原因究明、再発防止等） ④ 過年度の不適正支出等の清算
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出
R4. 6. 21	臨時理事会において、新理事長及び日ノ出町保育園の新園長の選任を承認
R4. 7. 1	新園長及び新副園長が就任 ※ 前園長は令和4年6月30日付け解雇
R4. 7. 3	法人が保護者説明会を開催し、新園長・副園長の就任及び、前園長の解雇理由について説明
R4. 7. 22	足立区（福祉部・子ども家庭部）から新理事長に対して、これまでの区・法人間の対応経過の確認資料を手渡し
R4. 8. 23	足立区（福祉部・子ども家庭部）が今後の法人運営の適正化の考え方について新理事長を始めとする法人幹部へのヒアリングを実施。法人の財政状況について、9月中に区に詳細な報告を行うことを要請
R4. 9. 30	法人内異動により、副園長職を廃止
R4. 11. 30	東京都と足立区（子ども家庭部）が、日ノ出町保育園の特定教育・保育施設指導検査を実施。この結果、令和3年度に区が支払った運営費の加算対象職員3名について、配置要件を欠く期間があることが判明
R5. 1. 4	足立区（子ども家庭部）から法人に対して、令和3年度の運営費約560万円の返納を請求（期限：令和5年1月23日）
R5. 1. 17、27	法人から足立区（子ども家庭部）に対し、返還金を分割返納する意向が示された（令和6年4月から月額5万円）
R5. 2. 15	足立区（子ども家庭部）から法人に対し、返還金の分割申出にかかる要請事項等を通知（提出期限：令和5年3月31日） ① 令和3年度の運営費に新田三丁目なかよし保育園の委託料を加えた全ての返還金（約960万円）を返納する旨を確約すること ② 法人の収支が改善し次第、返納月額を増額すること
R5. 4. 14	法人から足立区（子ども家庭部）に対し、令和3年度の運営費返還金の分割返納申出書の提出（令和6年4月から月額10万円）。収支状況が改善し次第、返納月額の増額等を区と協議する意向が示された

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

件名	いづみ保育園の再開後の状況について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内容	<p>保育士の大量退職により、令和4年4月1日から保育を休止していた私立認可保育所「いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）」の再開後の状況について報告する（これまでの経緯は、P13～14「対応経過」のとおり）。</p> <p>1 都への再開承認申請書類及び意見書の提出 法人から提出された再開承認申請書類（以下、「再開書類」という）については、区において内容を審査した結果、関係法令上の要件を満たしていることを確認し、令和5年4月24日に区の意見書を付して東京都へ提出した。</p> <p>2 法人ヒアリングの実施 令和5年4月28日に、副区長及び教育長による法人ヒアリングを実施し、法人として休園に至った原因分析等の認識や、再発防止策等の徹底について確認した。</p> <p>3 都の再開承認及び園児入所募集について 区から再開書類及び意見書を提出した後、令和5年5月1日付で、東京都がいづみ保育園の再開を承認した。 これに伴い、区は6月からの保育施設入所申込の受付（受付期間：令和5年4月13日～5月14日）にいづみ保育園を追加した。</p> <p>4 再開後の入園状況（令和5年5月24日現在） 認可定員（1歳児 10人 2歳児 10人 計20人） 実入所数（1歳児 0人 2歳児 0人 計 0人） 入園率 0%</p> <p>5 今後の方針 定期的に再開後の園の状況を確認し、安定的に適切な保育環境が継続されるように助言・指導を行っていく。</p> <p>6 参考（いづみ保育園の施設概要） (1) 種別：私立認可保育所 (2) 所在地：足立区西新井栄町一丁目15番10号 (3) 定員：20名（休園前70名）</p>

対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士 10 名が年度末に退職する見込みであることの第一報 令和 4 年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和 4 年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和 4 年度の受け入れ可能児童数を 30 人（0～5 歳児）に縮小 したいと回答（現行定員 70 人）
R3. 10. 7	区→園	以下の 3 点について、令和 3 年 12 月 24 日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数 23 人（0～2 歳児）と回 答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催（区傍聴）
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催（いづみ保育園ホールにて）
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始（月 2～3 回）
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和 4 年 1 月末日まで報告期限の猶予を申 し入れ。常勤保育士が必要数 9 人に対し 4 人しか確保できて いないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和 4 年度の園児数が 0 人になる見込みを伝え、以下を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和 4 年度の運営継続に ついて報告すること
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和 4 年度は定員 20 名（1・2 歳児）で保育 を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4 月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育 士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着に おける改善策計画」を提出。定員 20 人での運営に必要となる 常勤保育士 6 人を令和 4 年 8 月初旬までに確保し、10 月から 募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付（期限：3 月 10 日）
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 （園から実施日時の確答なし）
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催（こども支援センターげんきに て）

R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催（リモート開催）
R4. 4. 10 ～R4. 5. 24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児 54 人について、心理職が転園先（16 施設）に訪問し状況確認
R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和 4 年 10 月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4. 7. 12	園→区	休止承認申請の提出 （区から都に 7 月 15 日進達、7 月 25 日東京都承認） 園長から令和 4 年 11 月もしくは 12 月に園児募集を再開したいとの申し出
R4. 8. 24	都→区	都が「再開承認申請書」に添付する書類を指定
R4. 8. 30	区→園	園長に対して、再開時期等について聴き取り 令和 5 年 4 月 1 日に定員 27 名で再開をしたいとの申し出
R4. 10. 20	園→区	「令和 5 年度一斉入所の取扱い変更について」を提出
R4. 11. 15	区→園	「保育所の再開に係る書類の提出について」の通知を発出
R4. 12. 23	園→区	保育所の再開に係る書類の一部提出
R5. 1. 19・23	園→区	当区への提出期限を令和 4 年 12 月 23 日としたが、令和 5 年 1 月 19 日および同月 23 日に指定期日を遅延して当区へ提出
R5. 1. 27	区→園	「児童福祉施設（保育所）再開承認申請について（通知）」で今後 5 年間収支予定表を再度提出するように要請
R5. 3. 1	園→区	再開時の定員を「1 歳児 10 名、2 歳児 10 名（計 20 名）」から「0 歳児 3 名、1 歳児 10 名、2 歳児 10 名（計 23 名）」へ変更を申し出
R5. 3. 8	園→区	令和 5 年 3 月 1 日に提出された定員変更の申し出を撤回
R5. 4. 24	区→都	意見書を付して都へ再開書類を提出
R5. 5. 1	都→区	都が令和 5 年 5 月 1 日付での再開を承認